

平成 2 5 年度

- 第 2 回 (定例 ・ 臨時) -

教育委員会会議録

開 会	平成 2 5 年 4 月 2 5 日	午前 午後	2 時 3 0 分			
閉 会	平成 2 5 年 4 月 2 5 日	午前 午後	3 時 5 0 分			
会 議 場 所	教育委員室					
委員出欠	松村佳子	出	花山院弘匡	出	佐藤 進	出
	森本哲次	欠	藤井宣夫	出	富岡将人	出
議事録署名	教 育 委 員 長					
委 員	教育委員長職務代理者					
書 記	奈良県教育委員会事務局 企画管理室					

議案及び議事内容	結果
<p>次 第</p> <p>議決事項 1 平成25年度奈良県教科用図書選定審議会に対する諮問事項について</p>	<p>可 決</p>
<p>松村委員長「ただ今から、平成25年度第2回定例教育委員会を開催いたします。本日は、森本委員が欠席ですが、定足数を充たし委員会は成立しておりますので、これより委員会を開催いたします。」</p>	
<p>松村委員長「まず、はじめに前回の定例教育委員会会議録の承認についてです。」</p> <p>「なお、本日ご欠席の森本委員には、会議録の内容について既にご確認いただいています。」</p> <p>「お手元に配布の前回定例教育委員会会議録について、各委員内容をご確認ください。」</p> <p style="text-align: center;">各委員一致で承認可決</p>	<p>承認</p>
<p>議決事項 1 平成25年度奈良県教科用図書選定審議会に対する諮問事項について</p>	
<p>松村委員長「それでは、議決事項 1 『平成25年度奈良県教科用図書選定審議会に対する諮問事項』について説明願います。」</p> <p>教育長「平成25年度は、学校教育法附則第9条の規定による小・中学校特別支援学級及び特別支援学校の小・中学部で使用する教科用図書並びに県立青翔中学校で使用する教科用図書の採択を行います。採択に関し、教科用図書選定審議会に対する、指導、助言又は援助に関する諮問事項の内容につきまして、学校教育課長よりご説明いたします。」</p> <p>学校教育課長「まず、教科書採択の流れについてご説明します。採択の権限は、市町村立の小中学校については市町村教育委員会に、また県立学校については県教育委員会にあります。県教育委員会は、適切な採択を確保するため、採択基準を示したり、採択の対象となる教科書についての調査・研究を行って選定資料を示したりすることで、採択権者である市町村教育委員会並びに県立特別支援学校、平成26年度に青翔高校に併設する県立中学校に対し指導・助言・援助することになっています。</p> <p>今回、このことを踏まえ、教科用図書選定審議会を開催したいと考えています。その選定審議会においては、県教育委員会からの教科書採択に関わる諮問を受け、採択基準及び教科用図書調査研究の資料作成等についての審議を行います。</p> <p>本日はその教科用図書選定審議会に対する諮問事項について、ご審議をいただきたいと思っています。『義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律』第14条により、義務教育諸学校において使用する教科用図書については、『政令で定める期間、毎年度、種目ごとに同一の教科用図書を採択するもの』とされています。また、施行令第14条により、この期間は、学校教育法附則第9条に規定する教科用図書、これは特別支援学校、特別支援学級で使用する教科書ですが、それを除き、4年に一度採択を行うとされています。したがって小学校、中学校は4年に一度採択となりますが、本年度は小学校、中学校の採択替えを行う年にはあたっていません。これに対して、特別支援学校及び小・中学校の特別支援学級における教科用図書を採択する場合は、学校教育法附則第9条の規定により、いわゆる一般図書を使用することができるとされており、本年度はこの教科用図書の採択替えとなります。一般図書とは、文部科学大臣の検定を経た教科用図書以外又は文部科学省が著作の名義を有する教科用図書以外の教科用図書のことで、</p> <p>また、本年度は、このことに加え、平成26年度に開校する県立青翔中学校で使用する教科用図書の採択を併せて行います。</p>	

議案及び議事内容

これらの教科用図書の採択に関わって、案で示しております諮問書のとおり、選定審議会の意見を聴きたいと考えております。

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第10条、第11条、第13条及び第14条の規定により、平成25年度において採択替えが行われる学校教育法附則第9条の規定による小・中学校特別支援学級及び特別支援学校（小・中学部）で使用する教科用図書並びに平成25年度に採択する県立中学校で使用する教科用図書の採択に関する次の事項について諮問します。

『奈良県内の義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択が適正かつ公正に行われるための指導、助言又は援助について』ということで、以上の事項について教科用図書選定審議会に諮問させていただきたいと考えています。よろしくご審議をお願いします。」

松村委員長「ただいまの件につきまして、ご意見、ご質問はございませんか。」

教育長「中学校は採択区がありますが、県立中学校が採択区の教科書を使用するとしたら、これはいけないのですか。」

学校教育課長「県立学校の場合には、校長が選定をし、県教育委員会が採択します。公立の小中学校については市町村教育委員会が採択します。地域と同じ教科書でも採択は県教育委員会が採択するという流れになり、選定審議会を経て県教育委員会で採択するという流れになります。」

教育長「選定審議会にかけなくても4年に1度のスパンで、市町村で採択されたものがあるのだから、それを選んだらだめなのですか。わざわざ審議会にかけなければならないのですか。」

学校教育課長「中学校は採択されたのが平成23年なので、その時の選定資料をそのまま使うこととなります。選定審議会で中学校の資料等を改めて出すのではないので、23年度のものをそのまま使うのは可能だと思います。」

教育長「審議会に諮問するのは、新たに諮問するという形をとっているがそれは本当に必要なのですか。」

学校教育課長「審議会に諮問し、『今回の青翔中学校の採択は平成23年度の選定資料を使う』という内容を盛り込んだ採択基準をお認めいただくという形になります。平成23年度の中学校選定のときに使った選定資料を使用するという内容の採択基準を頂くことになります。」

教育長「内容が一緒でも必要ということなのですか。追加になった教科書があるのなら分かりますが、追加する教科書がないのなら諮問までする必要があるのでですか。採択するのは県なのでもう一度審議会にかけるといえる必要があるというのは法律のどこで読んだらいいのですか。」

学校教育課長「併設型の中学校につきましては、法律13条の3のところには高等学校における教育と一貫した教育を施すものまたは中等教育学校の前期課程において使用する教科用図書については市町村教育委員会又は都道府県の教育委員会は学校ごとに教科書の採択を行うものとするという規定があります。選定審議会を経て採択するという判断になります。」

教育長「この質問をしている理由は、採択区の中で『私どもの町は採択区で採択した物を使わない』としているところがあるが、その根拠としては『法令に違反してはではなく、市町村で判断すべきものであるが便宜的に採択区がある』との首長の意見がある。このような解釈の不一致の事例もあることから、もう一度もらう必要があるかどうかについては、非常に重要な質問と考えます。ですから、次回までに勉強して教えてください。」

松村委員長「他にいかがですか。よろしいですか。議決してよろしいか。」

議案及び議事内容

各委員一致で可決

松村委員長「議決事項1については可決いたします。」

その他報告事項

松村委員長「その他の報告・連絡事項等をお願いします。」

教育長「その他報告事項が6件ございます。教職員課長から1件、学校教育課長から3件、人権・地域教育課長から1件、教育研究所副所長から1件を続けてご報告いたします。」

1 「第63回奈良県教職員永年勤務者表彰式実施（概要）」について

教職員課長「永年勤務者表彰は昭和26年に第1回を開き、今年で第63回目です。目的は、教育関係職員として永年にわたり勤務し、平成24年度中に退職した職員に表彰状を贈りその労苦に感謝するものです。定年退職者は表彰対象です。勲奨退職者と平成24年度中に亡くなられた55歳以上の皆さま及び、55歳未満は30年以上勤務いただいた方を対象としています。今年度の被表彰者は、577名となる予定で、昨年に比べ100名増でございます。表彰式参加者は昨年が477名中235名参加ですので、半分程度の290名ぐらいは参加していただけるものと思います。来賓については知事、県議会文教くらし委員会委員長、その他市町村教育委員会関係の皆さま、主催者として教育委員長、教育委員、教育長、事務局でございます。日程は平成25年6月18日火曜日でございます。定例教育委員会の後、新公会堂にて開催します。表彰式については1部の表彰と2部の感謝パーティを予定しています。参加をよろしくお願いいたします。」

2 「複式学級における学習指導」について

学校教育課長「複式学級における学習指導について説明いたします。へき地・小規模校において、児童生徒数の減少により異なる二つ以上の学年の児童生徒を、一つの学級に編制するという複式学級の編制が行われている学校があります。県費、市村費で講師を加配して複式学級の解消を図っていますが、平成25年度、6校8学級で複式学級が残っています。また、初めて複式学級を担当する先生方からは『複式の学習指導が難しい』という声も聞かれます。そこでこの度、へき地・小規模校等における先生方の取組を支援し、学習指導の円滑な推進及び充実を図るため、学習指導の冊子を作成しました。お手元に配付させていただいた冊子について少し説明します。

本冊子は、複式教育の現状、複式学習指導について、複式学習指導Q&Aの3章で構成をしています。本年度、複式学級における学習指導や個に応じたきめ細かな学習指導等、実践的な研究を進める『へき地・複式学級指導等研究事業』を実施し、県内のへき地指定校である小学校15校を推進校として指定し、各学校において、本冊子を活用した実践を展開していきます。また、今年度中に推進校における実践事例等を集め、研究成果を広く県内の各学校に周知して参りたいと考えています。」

3 「道徳教育『奈良県郷土資料』及び同指導資料集」について

学校教育課長「道徳教育『奈良県郷土資料』は、各学校における道徳教育の充実に向け、学校における道徳教育の要である道徳の時間の指導に役立てるため、平成20年度から作成しているものです。主に郷土を大切にすることを育む道徳の時間の指導に活用できるよう、郷土奈良の自然、伝統、文化などを取り上げ、発達段階を踏まえて小学校低・中・高学年及び中学校用の資料を作成してきており、これまでに9種類の郷土資料とともに、指導例、ワークシートをまとめた指導資料集を作成し、全ての小、中学校に配布してきております。平成24年度には2種類を作成しました。一つは、桜井市を舞台に、大神神社や古事記に記された三輪山伝説などを取り上げた小学

議案及び議事内容

校高学年対象の郷土資料『はつもうで』でございます。郷土の伝統文化を大切にしてきた先人の心を知ることをねらいとしています。もう一つは、紀伊半島大水害で大きな被害を受けた十津川村で、奈良教育大学ユネスコクラブの学生たちがボランティアとして行った熊野古道の道普請を取り上げた中学校用の郷土資料「道普請」です。地域社会の一員としての自覚をもって郷土を愛することのほか、社会的な連帯の自覚を高めてよりよい社会の実現に努めることもねらいとしています。あわせてこれらの指導資料集も作成し、全ての小、中学校に配布しております。」

4 「自然体験活動・森林環境教育リーフレット」について

学校教育課長「自然体験活動・森林環境教育リーフレットは、小学校教員を対象に、自然に親しむ活動を通して、自然を大切にしようとする態度を育てる自然体験活動や、人々の生活と森林との関係について理解を深めさせる森林環境教育の充実を図ることを目的として作成しました。表紙にはそれぞれの意義などを示し、自然体験活動、森林環境教育の具体的な指導事例として、身近な所で宿泊を伴わずに行える活動、1泊2日で行う活動、3泊4日の長期宿泊を伴う活動の事例をまとめています。県内全ての小学校と中学校に配布しております。」

5 「人権教育の手びき 第54集」「新たなるステージ～なかまとともに～」の配付について

人権・地域教育課長「1件目は、『人権教育の手びき 第54集』についてでございます。『人権教育の手びき』は、学校等で人権教育の推進のために資料として毎年作成しているものです。今回の『人権教育の手びき 第54集』は、人権に関する法令・通知集を集めたものになっております。各学校での指導計画の作成のりや授業を進めるために活用してもらうため、700部を作成し、県内の幼稚園、小・中学校・高等学校、特別支援学校等、市町村教育委員会も含めまして4月の校長会等を中心に各1部を配付しました。

2件目は、『新たなるステージ～なかまとともに～』についてでございます。このリーフレットは、平成6年度から、高等学校等の新入生の人権に関する知識理解を目的に、各学校での入学当初の人権学習のオリエンテーション等で活用してもらうために、人権に関する基本的事項や今日的な人権問題についての資料として作成しているものでございます。今年は、16,500部を作成し、昨年度末に県内の公立・私立の高等学校1年生や特別支援学校の高等部1年生を中心に生徒全員分、関係教員、全市町村教育委員会に配付いたしております。」

6 「児童生徒の規範意識に関するアンケート」の実施について

教育研究所副所長「『児童生徒の規範意識に関するアンケート調査』の実施について、ご報告いたします。このアンケート調査は、『児童生徒の規範意識向上推進事業』として実施するもので、奈良県の教育課題である子どもの規範意識の向上について、平成26年度以降の効果的な事業展開に資するため、その実態・要因を調査・分析することを目的としております。

本アンケートの対象年代は、小学校3年生、5年生、中学校2年生及び高等学校2年生でございます。総計15,000人の児童・生徒を調査対象とするサンプリング調査です。調査対象校につきましては、平成24年度の学校基本調査結果の児童生徒数を基準として、小学校・中学校は市町村別児童生徒数を踏まえ、また、高等学校は地域性及び学科等を考慮して対象校を抽出しまして、小学校3年生は48校・140学級（約3800人）、小学校5年生は48校・137学級（約4100人）、中学校2年生は28校・122学級（約4200人）、高等学校2年生は10校・74学級（約2900人）となる予定です。具体的な調査対象予定校につきましては、調査予定対象校一覧に掲載しております。このアンケート調査の調査項目につきましては、県教育委員会事務局関係課と教育研究所の15名によるプロジェクトチームを立ち上げ、日本生徒指導学会会長をつとめておられる、森田洋司大阪市立大学名誉教授の指導・助言を得ながら検討を進め、作成いたしました。調査用紙については、後ほど簡単にご説明いたします。

今後のスケジュールですが、5月中旬頃に抽出校へ調査用紙等を配布し、実施をお願いする予定です。そして、6月上旬に回収し、集計・分析を行い、本県の現状・課題を整理して、平成26年度以降の子どもの規範意識向上に向けた指導・支援に関する事業案を策定していきたいと考えております。

議案及び議事内容

アンケート調査用紙ですが、お手元に小学校用及び中・高等学校用の質問紙をお配りしております。小学校用、中・高等学校用は、若干の表現の違いはありますが、ほぼ同じ内容となっております。小学校用の方で簡単にご説明いたします。全部で、40の調査項目からなっております。(11)の『学校のきまりを守っている』から(16)の『人の役に立つ人間になりたいと思う』までの6項目が、全国学力学習状況調査で規範意識に関する項目に分類されております。他の34の質問項目は、例えば、授業に取り組む姿勢や自尊感情、友人からや家庭における受容感、社会参加や社会的絆を望んでいるかどうか、といった質問内容となっており、これらの質問内容と規範意識に関する6項目との関連を探っていきたくて考えています。

なお、調査結果につきましては、集計・分析後、教育委員会にてご報告いたします。あわせて、奈良県地域教育力サミット第一部会が、『子どもたちの規範意識・社会性の向上に資する地域コミュニティの再構築と生涯を通じる教育理念を考える』を主なテーマとして協議されていることから、奈良県地域教育力サミット第一部会におきましてもアンケートの結果を報告したいと考えております。」

松村委員長「6件のご説明がございました。これらについて、ご意見、ご質問はございませんか。」

藤井委員「規範意識の件ですが、サンプリングは1万5千件ということですが、これは毎年行われるのですか。」

教育研究所副所長「今年度の事業で、今年度単独の調査でございます。」

藤井委員「平成23年度にも子どもの規範意識向上ということで、規範意識向上推進委員会があって、この子たちがどのように規範意識が向上したか、この結果を調査されないのですか。」

教育研究所副所長「全国学力学習状況調査と先程の6つの項目は全く同じ表現ですが、これまでの全国学力学習状況調査の結果と比較することまでは目的にしていません。中学校2年生の調査については、その子たちが6年の時の全国学力学習状況調査と一定の比較はできると思いますが、このたびの調査の主目的は6つの規範意識の項目をキーにして他の項目が規範意識とどうつながっているかを調査して、強い関係があるものについてその項目を強めるような事業を実施していきたいというものです。主に規範意識の背景にあるものを探ろうというのが今年度の調査の目的です。」

松村委員長「調査で集計をして、後の方策を立てる訳ですね。規範意識を向上させるためにはどうするのかであり、どれだけ役に立ったかはその後で検証するということですね。」

花山院委員「複式学級は、奈良市で2つ、吉野で6つで、変則複式、完全複式などいろんなものがあるようですが、実態として各学校でどういう現状の中で複式をやっているのかを教えてくださいたい。

もう一つは奈良県郷土資料ですが、道徳教育のなかで郷土教育をしているということだと思いますが、小学校と中学校で道徳教育の年間の時間の中でこれに割いている時間が実際にどれくらいあるのですか。全ての学校で同じように行われているのかどうかを教えてくださいたい。

次に、自然体験活動と森林環境教育について、昔から森林環境教育と自然体験活動は分かれていますか。森林環境教育は新しいものとして進められているが、成果はどういう風に出てきているのですか。

最後のアンケートの内容について、小学校も中学校も『スマートフォンを含む携帯電話のマナーやルールについて先生は話をしてくれるのか、家庭の人は話をしてくれるか』と書いてありま

議案及び議事内容

すが、携帯電話を持ってこない方が良いとか持ってきた方がいいとか、小学校では安全面で親が持たせたいとか、授業中に鳴るので授業の妨げにならないようにするとかいろいろあると思いますが、基本的に携帯電話を持って来ていいとなっているのですか。また、ルールやマナーについて、一般論として教えることがあると思いますが、カリキュラムとして教えているのですか。つまり、小学校や中学校で習って、その子達が高校に上がるとルールはどここの学校でも同じになるように教えているのですか。」

松村委員長「複式学級についてからお答えをお願いします。」

学校教育課長「複式学級の現状ですが、昨年度は8校12学級で複式が行われていました。先程説明しましたように今年度は6校8学級が複式です。6校の内訳につきましては、黒滝村、野迫川村、十津川村の平谷、西川第1、西川第2、上北山村の吉野郡の6校で複式が行われています。例えば、西川第1では1、2年生と3、4年生で複式学級となっており、西川第2では2、3年生と5、6年生で複式学級となっております。二つの複式学級を持つところと一つの複式学級を持つところが平成24年度の実態です。」

花山院委員「生徒数はどれくらいですか。」

学校教育課長「黒滝小学校は生徒総数12名です。一番多いのが十津川村の平谷小学校です。生徒総数が37名で4年生が6名、5年生が4名です。一番少ないところで上北山小学校が児童総数が10名、5年生6年生で複式学級を編制している状況です。」

花山院委員「10名は非常に少ない数字ですが、何人になっても学校としては成立するのでしょうか。」

学校教育課長「特に何人以下になったから休校とか統合になるという基準はありません。」

花山院委員「10名は極限にきているというか、かなり難しい状況だと思います。先の展望も今のところは分からないということですね。」

学校教育課長「幼稚園児の数を見ると徐々に減っていくという状況です。2点目の道德教育ですが、小学校1年生は年間34時間、小学校2年生から中学校3年生までは35時間で、学級担任を中心に取り組んでいます。そのテーマは学習指導要領に、小学校1、2年生、3、4年生、5、6年生、中学生別に主に取り組む内容が示されています。その中に郷土の伝統・文化・生活に親しむ、先人のさまざまな努力を知って郷土を愛する気持ちを育てるなどのテーマがあります。そのテーマに従って作成しましたのが奈良県郷土資料でございます。郷土資料が何時間学校で活用されているかの細かい調査はしていません。道德教育関係の様々な研修会の折に提示させていただいて指導案をつけていますので、指導方法については指導主事から適宜指導させていただいている状況です。」

花山院委員「どういう風に使われているのかは現場にお任せをしているということですね。文科省の指導要領の中でやることにはなっていますが、何時間学習しなさいということは学校裁量となっているわけですね。『奈良TIME』とかこれからつながってくところがあるので、せっかいい資料を作られているので継続的な教育のなかでなるべくうまく活用されるのが理想的だと思います。実際にはなかなか難しいですが、何かの機会でご各学校でどれだけ使われているかを調べていただきたいと思います。」

学校教育課長「森林環境教育と自然体験活動はどのように違うのかについてですが、森林環境教育は、森林環境税を運用しておりまして、平成18年度から始めています。18年度から22年度までの五年間かけて県内全ての小学校で取り組んでいただいています。23年度からは毎年県内全て

議 案 及 び 議 事 内 容

の小学校で森林環境教育を実施していただいております。吐山の野外活動センターや普爾高原を利用させていただいて様々な体験学習プログラムを設定している施設により、森林環境教育を実施していただいております。自然体験活動は主に学校の周辺等も含めてゲストティーチャーや出前事業の活用も併せて利用していただきながら取り組んでいただいております。」

花山院委員「総合的な学習の時間ですね。」

学校教育課長「総合的な学習の時間や理科等、低学年では生活科等で取り組んでいただいている学校もあります。」

花山院委員「理科の生物では今までの授業の一貫ということですね。」

教育研究所副所長「小・中学校では携帯電話は学校へ持ってこないところが多いと思います。全国学力学習状況調査でもこれに似た質問がございまして、『携帯電話の使い方について家の人と約束したことを守っていますか』という質問項目がありますが、『使い方』とすると『持っていない』と子どもが反応を示すだろうということで、学校では使わないが例えば、小学校の5年生ぐらいでしたら自宅で使っている子いるかと思っておりますので、『家の人とマナーについて話合っていますか』と、また、学校の先生からも学校に持ってこないにしても『電車の中でどうだろうか』という語りかけをしてもらっているのかどうかを調査してみたいということで質問項目を設けています。」

生徒指導支援室長「携帯電話の取扱いについてですが、平成21年3月に通知を出しております。小・中学校については携帯電話自体が学校の教育活動に直接必要のないものとして持ち込みについて原則禁止、高等学校においても教育活動での支障が生じないよう授業中の使用等がないよう校内における使用は原則禁止をお願いしております。ただ、不審者情報、家庭と連絡をとらないといけない等がありますので、小・中学校では持ってきた際に預かった上で指導しております。加えて携帯電話からインターネット上につながる様々な有害情報がありますので危険性を含め、使用上のモラルについて指導を繰り返しお願いしているところです。」

花山院委員「現状として学校の中では学習活動に必要なものなので要らないというのが原則だと思いますが、小中学校で保護者が皆さん納得してるのですか。社会で子どもが危険な状況におかれることが多い中で、持たせたいという希望があると思いますが、保護者の皆さんは今学校に対して理解されているのですか。それとも持たせたいという希望が多いとか、今言われたとおりうまくいっているのですか。」

生徒指導支援室長「全ての実態を把握できていませんが、利便の部分への説明と危険の部分への説明を併せてやっていただいております。被害に遭う危険性について、例えばフィルタリング自体の理解が進んでいない状況があります。被害の状況を警察から頂く資料などを基に説明を行っています。」

松村委員長「携帯を持っていて、それによる被害は奈良県にはありますか。」

理事「大きなものはありません。」

花山院委員「そういうことについて、高校などでは生徒指導の時間があると思います。小・中では分からないが、それをやっておかないといろんな事件に巻き込まれてしまいます。」

藤井委員「私立小学校では、遠方から来ている子がいますから、親の申請により許可しています。どうしても帰りに塾に寄ったりする子が中にはいますので、持たせたいという希望があります。」

議 案 及 び 議 事 内 容

教育長「原則は禁止ですが、小・中学校でも特別な事情があれば、保護者からの申し出によって了解して持たせている場合もあります。」

花山院委員「親御さんの中には学校が禁止してくれる方が、子どもたちにはいらんから持たんでいいという意見もあるでしょうし、あぶないから持たせたいという方もいらっしゃるでしょうし、なかなか難しい問題だなあと思ってはいます。一般論ということでそういうことも勉強していかないと行けないよということを聞いているかについて、アンケートで聞かれたということなのでですね。これからそういうことをしっかりしていくことは、子どもを守る意味で大切な部分だと思うんでお聞きしました。」

佐藤委員「自然体験活動として野外活動センターで1泊とか2泊とかありますが、利用されているのは年間どれぐらいですか。」

教育長「第2センターは余り利用がありません。」

佐藤委員「前から合宿されているところは利用は結構されていますか。」

理事「利用されています。」

松村委員長「宿泊棟が老朽化したので、あそこは使わないようにしようと聞いています。」

理事「11月以降の利用は少なくなりますが、学校の利用する時期は集中するので、年間を通じると利用が少ないと思われます。」

教育長「車でやってきて降りたところに自炊する。家族でキャンプファイヤーができるようなものがあってということが流行っています。それをしようとすると完全にやり変えないといけません。そういうことをしないと利用者はもう来ません。きたない老朽化した宿泊場所は嫌がります。老朽化していることと、最大の理由は子どもたちは個室を好むらしいです。」

松村委員長「サンビレッジ曽爾は結構はやっています。バーベキューが出来るような場所やテニスコートがあたりします。」

教育長「下北村か上北村にも良い施設があります。バーベキューもプロパンガスで、火をおこすようなものはありません。コンロになっています。」

松村委員長「環境政策課のイベントで、一般の子どもと都祁村に行ったんですが、今までは薪を乗せて炭をおこして何とかしようというものだったんですが、その時の職員さんが親切にバーナーで火をつけかけると、一人の女の子が『私はここに来たらマッチすって火を熾して、そういう体験がしたくてきた』と言い出して、『せっかくここに来たんだから、この班だけ火をつけないうでおいで』と言ったことがありましたが、そういう体験がしたくて来たんだろうなあと思いました。」

教育長「集団的にバスで野外活動センターに来てくれるのは、森林教育でツアーを組んで子どもたちを連れて行っている事業ぐらいです。」

理事「小学校などは気候が良い時期は現在も利用しています。」

教育研究所副所長「今年は、初任者研修で幼小の先生方が野外活動センターへ行きます。野外活動センターはプログラムが良くて、いわゆる体験が充実しています。」

議案及び議事内容

花山院委員「小学校の子どもたちは野外活動センターへ行っているのですか。全県の小学校の何割ぐらいが行っているのですか。」

学校教育課長「野外活動センターだけの数ではありませんが、体験学習を行った平成24年度の小学校206校中112校がバスで施設を利用しています。残りが学校周辺で体験学習を実施しています。」

花山院委員「各市町村が同じような施設をもっていると思います。大阪府の市とか、和歌山などでは海岸沿いにそういう施設があります。奈良は海がないので、奈良の学校がそこを借りるとか、向こうの学校が奈良の施設を借りるとかそういう地方公共団体を越えてやるというのはないのですか。奈良の方がそういうところへ行けば、今までの環境とは違う自然環境を感じることもあるが、そういうことは実施していないのですか。」

教育長「野外活動センターも過去には大阪府からもたくさん来ていましたが、国の補助金ができるようになって大阪は大阪で同じような施設を作り出した、その頃に曽爾も出来ているし、どんどん野外活動センターは商圏を奪われていったんです。」

花山院委員「昔は流動性があったということですね。」

教育長「昔は施設をもっているところが少なかったのでそこに行っていました。」

松村委員長「奈良県の場合は例えば和歌山の海に近い施設に行ってはいけないというのがあるんですか。」

教育長「それはありません。」

花山院委員「他府県の施設に行くことがあっても教育的には面白いですね。なかなかお金の面で難しいのかも知れませんが。」

教育長「森林環境税の基金を活用して行っているのが現状なので、活用せずに行くというのは費用面で難しいです。」

松村委員長「他に何かありますか。」

佐藤委員「道徳教育が年間35時間ということですが、どういうことをされているのか教えてください。」

松村委員長「道徳教育という教科書はありませんか。」

教育長「教科書はありません。『こころのノート』を改訂して教科書にしようという考えがあります。」

花山院委員「今は『なかま』はないのですか。」

教育長「総合テキストであります。しかし、内容も変わっていますし、以前はサービスでご家庭まで持って帰ってもらっていたがやめました。各学校の図書館には置いています。」

議案及び議事内容

佐藤委員「人権という中身を見ていたら、権利を負うことは責任を負うことと記載されていますがそのあたりを強調してもらったらいいと思います。権利と義務はどちら先かといったら今の世論は権利、権利というので、責任とか義務とかが書いてあるので、いいこと書いてあるなあと思いました。」

松村委員長「他によろしいでしょうか。ご了承いただけますか。」

各委員了承

松村委員長「これらのその他報告事項については了承いたします。」

松村委員長「本日の議案は全て終了いたしました。この他に報告、連絡事項等はありませんか。」

松村委員長「それではこれもちまして、本日の委員会を終了します。」